

小郡市学校給食調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年10月

小郡市 教育部 教育総務課

1. 目的

本要領は、「小郡市学校給食調理等業務委託」の受託候補者について公募型プロポーザル方式により相手方を特定し、契約を行うために必要な手続等について定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

下記の①～④の業務とする。

応募は、業務単位ごとに申し込みを行うものとする。4業務までの併願を認め、受託は最大2業務までとする。

- ① 小郡市立小郡小学校 学校給食調理等業務
- ② 小郡市立三国小学校 学校給食調理等業務
- ③ 小郡市立東野小学校 学校給食調理等業務
- ④ 小郡市立のぞみが丘小学校 学校給食調理等業務

(2) 履行場所及び調理食数

区分	学校名	所在地	調理食数
①	小郡小学校	小郡市小坂井288番地	817食/日
②	三国小学校	小郡市力武1012番地	1,060食/日
③	東野小学校	小郡市小郡2409番地4	330食/日
④	のぞみが丘小学校	小郡市希みが丘五丁目2番地17	637食/日

※調理食数は令和4年5月1日現在の食数であり、児童（アレルギー対応児童数を含む）と教職員数を合計したものである。

(3) 業務内容

別紙1「小郡市学校給食調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、履行期間は令和5年4月1日からとし、契約日から令和5年3月31日までは履行準備期間とする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者（公告から受託候補者の特定の日までの期間の一部又は全部が指名停止の期間に該当しない者）
- (3) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく警告又は注意を受けていない者（公告から受託候補者の特定の日までの期間に警告または注意を受けていない者）
- (4) 学校給食法の目的に沿い、学校給食が教育の一環として、子どもたちのために安全で美味しい給食を円滑にかつ安定的に提供できること。
- (5) 事業の受託に際し、本市と速やかに連絡調整が取れる体制が構築できること。

(6) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を厳守した業務遂行ができること。

(7) 信用状況

- ① 事業者が福岡県内にて受託・運営する施設において、告示の日から過去3年間、食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。
- ② 万が一の事故に備えて損害賠償を確実にできること。
- ③ 履行保証人の設定ができること。

(8) 過去5年間において、地方公共団体における学校給食調理等業務の受託実績を有しており、現在も受託していること。

4. プロポーザルに係る日程

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| (1) 公告・実施要領公表 | 令和4年10月20日(木) |
| (2) 現地見学会 | 令和4年11月7日(月)、11月8日(火) |
| (3) 質疑受付期間 | 令和4年10月20日(火)～11月11日(金)
午後3時必着 |
| (4) 質疑回答期限 | 令和4年11月15日(火) |
| (5) 参加表明書提出期間 | 令和4年10月20日(木)～11月18日(金)
午後3時必着 |
| (6) 提案資格確認通知及び
提案書提出要請 | 令和4年11月24日(木) |
| (7) 提案書提出期間 | 令和4年11月24日(木)～12月7日(水)
午後3時必着 |
| (8) 書類審査結果通知 | 令和4年12月12日(月) |
| (9) プレゼンテーション及び
ヒアリング実施日 | 令和4年12月19日(月) |
| (10) 審査結果通知及び公表 | 令和4年12月下旬予定 |

※上記期間中、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日は閉庁日のため対応しない。また、開庁時間(8:30～17:00)以外の対応は行わない。

5. 担当部局

小郡市教育部教育総務課学校給食係(担当:合原)

〒838-0115 福岡県小郡市大保1476番地 小郡市立学校給食センター

TEL : 0942-72-4610

FAX : 0942-72-4619

Mail : kyusyoku@city.ogori.lg.jp

6. 参加表明書の提出手続

本プロポーザルへの参加表明者は次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 受託希望調書（様式第11号）
- ③ 業務実績書（様式第12号）

ア 平成29年度から令和4年度の業務実績について記述すること。なお、業務完了年度も併せて記載すること。

イ 業務実績書の根拠書類として、実績を有することが証明できる書類（地方公共団体等との契約書の写し）を添付すること。なお、複数の地方公共団体等と契約を行っている場合は、直近のもの3件のみ写しを添付すること。

(2) 提出期限

令和4年11月18日（金）午後3時まで

(3) 提出場所

「5. 担当部局」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※郵便の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

(5) その他留意事項

- ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は、提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- ② 参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書は返却しない。
- ④ 提出された参加表明書は、提案資格確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
- ⑤ 提出後における参加表明書の差替え又は再提出は認めない。
- ⑥ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ⑦ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

7. 提案書の提出手続

(1) 提出書類

- ① 提案書（様式第7号）

ア 表紙のみ「様式第7号」を使用すること。

イ 日本工業規格A4版・両面印刷可・長編綴じ（資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折りにして綴じこむこと。）

ウ 提案書は、後述の「評価基準」の評価項目の順に沿って作成すること。

エ 提案書中に提案者が判別できる記載を行わないこと。

オ 受託した場合の調理業務従事者配置計画及び業務工程がわかる書類を含めること。なお、本書類は希望する業務区分について作成すること。

カ 当該業務に携わる責任者の資格名称がわかる書類を含めること。

- ② 会社の概要資料
- ③ その他提案書のプレゼンテーション、ヒアリングにおいて必要な書類
- ④ 見積書（様式第10号-1～様式第10号-4）

ア 見積書には、3年度分の合計金額及び各年度のコ額（いづれのコ額も消費税及び地方消費税（10%）を含んだ額）を記載すること。

イ 見積書は希望する業務区分についてのみ作成すること。なお、3年度分の見積合計金額が提案上限額を超えた場合は、その業務区分に対する受託候補者の特定対象から除外する。

ウ 見積書には、人件費、被服費、消耗品費、事務費等の年度ごとの詳細な積算内訳書（様式は任意）を添付すること。（毎年度作成すること。但し、各年度同額の場合は1年度のみで可。）

- ⑤ 法人の履歴事項全部証明書

ア 参加表明書提出日前3ヶ月以内に発行したもの（写し可）

- ⑥ 財務書類又はこれに類する書類

ア 直近3年の損益計算書及び貸借対照表、直近の決算報告書等

(2) 提出部数

原本1部、副本9部

(3) 提出期限

令和4年12月7日（水）午後3時まで

(4) 提出場所

「5. 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

(6) その他の留意事項

- ① 提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者が負担すること。
- ② 提出された提案書は、返却しないものとする。
- ③ 提出された提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- ④ 提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めないものとする。
- ⑤ 提案書の内容に虚偽の記載が判明した場合は、提案書は無効とする。
- ⑥ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

8. 提案上限額

区分	学校名	上限金額（消費税込み）※3年間の総額
①	小郡小学校	79,200,000円
②	三国小学校	89,452,000円
③	東野小学校	47,850,000円
④	のぞみが丘小学校	67,320,000円

※上記の額は、消費税及び地方消費税（10%）を含んだ金額である。

9. 現地見学会

(1) 対象施設及び日時

区分	学校名	所在地	日時
①	小郡小学校	小坂井288番地	令和4年11月7日（月）15時30分
②	三国小学校	力武1012番地	令和4年11月8日（火）15時30分
③	東野小学校	小郡2409番地4	令和4年11月7日（月）16時30分
④	のぞみが丘小学校	希みが丘五丁目2番地17	令和4年11月8日（火）16時30分

※当日は、集合時間に各小学校に集合し、健康状態等点検・記録表の記入及び現地見学について簡単な説明を行った後に施設内の見学を行う（各施設の見学時間は20分程度を予定）

(2) 申込方法

「様式第13号 現地見学会参加申込書」を提出すること（電子メール、FAX、持参）

(3) 申込期限

令和4年11月1日（火）午後3時まで

(4) 注意事項

- ① 参加者は各社2名（当日の健康状態が良好な者に限る）までとする。
- ② 学校への車両の乗り入れは、各社1台とし児童等の安全確保に十分注意すること。
- ③ 当日は、白衣・キャップ・マスク・履物を持参すること。
- ④ 写真撮影は可能とする。ただし、アレルギー対象児童等の個人情報については、撮影不可とする。
- ⑤ 現地見学における質問の受付及び回答は行わない。質問等がある場合は、後述の「10. 実施要領に対する質問」による対応とする。
- ⑥ 各履行場所における機器等の配置は、別添「調理室機器等配置図」を参照のこと。
- ⑦ 現地での資料等の配布は行わないため、必要な資料は参加者が事前に準備すること。

10. 実施要領に対する質問

(1) 質問受付期間

令和4年10月20日（木）から令和4年11月11日（金）午後3時まで

(2) 提出場所

「5. 担当部局」のとおり

(3) 提出方法

- ① 様式は任意様式とする。
- ② 電子メールにて提出すること（提出期限必着）。なお、ファックス及び口頭（電話等）での質問は受け付けない。
- ③ 上記（1）の受付期限外に提出された質問は一切受け付けないので留意すること。

(4) 回答方法

当該質問者に対し、電子メールにて回答書を送付する。ただし、全業者に係る質問への回答につい

ては、小郡市ホームページ (<https://www.city.ogori.fukuoka.jp/>) において公表する（質問者の事業者名は公表しない。）。

上記の回答は、令和4年11月15日午後5時までに行う。

1 1. 審査

(1) 審査方法

①書類審査

提案書等の提出者が多数となった場合、提案書の書類審査を実施し、合格者に対してプレゼンテーション審査を実施する。

ア 審査基準

別紙「小郡市学校給食調理等業務委託提案審査基準」を参照

イ 合格者数

6業者

(※提案書等の提出者が6業者に満たない場合は、すべての業者に対してプレゼンテーション審査を実施する)

ウ 通知方法

審査結果については、電子メールで令和4年12月12日（月）午後3時まで通知する。

②プレゼンテーション審査

提出された提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施日

令和4年12月19日（月）

イ 開催場所

小郡市役所

(具体的な場所と時間は、書類審査結果の通知時に通知する)

ウ 所要時間（目安）

プレゼンテーション（提案内容説明） 20分

ヒアリング（質疑応答等） 10分 計30分

エ 審査基準

別紙「小郡市学校給食調理等業務委託提案審査基準」を参照

オ その他留意事項

- ① プレゼンテーションの参加人数は3人までとする。
- ② プレゼンテーションは提案書の内容に沿って行うものとし、「小郡市学校給食調理等業務委託提案審査基準」の評価項目及び審査基準について重点的に説明すること。
- ③ プレゼンテーションに必要な機材等はスクリーン及びプロジェクターを除き、提案者が用意すること。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは提案者が一事業者でも行う。
- ⑤ 提案された提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。

1 2. 受託候補者の特定方法

- (1) 提出された提案書等を基に、プレゼンテーション等を通して、「小郡市学校給食調理等業務委託提案審査基準」に基づき評価を行い、審査委員全員の評価点を合計した総合評価により、業務区分ごとの最高得点者を受託候補者として特定をする。但し、当該事業者がすでに2業務の受託候補者として特定されている場合は、当該業務区分において総合得点が次に高い事業者を受託候補者として特定する。
- (2) 審査の結果、審査委員全員の総合評点が満点の6割を満たない場合は受託候補者としなない。
- (3) 各業務区分において最高得点者が2者以上ある場合は、以下の評価項目の順に評点を比較し、点数が高いものを受託候補者とする。なおも同点の場合は、審査委員長が決定する。
①業務実施体制 ②衛生管理体制 ③安全管理体制 ④学校給食に対する取組
- (4) 審査委員会の審議は非公開とする。

1 3. 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 実施要綱で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席した場合

1 4. 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号、様式第9号）により提案者全員に通知する。
- (2) 審査により特定された受託候補者の名称と提案された企画の概要及び特定理由は、小郡市ホームページ (<https://www.city.ogori.fukuoka.jp/>) において公表する。
- (3) 審査経過及び審査内容について小郡情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号）等関連規定に基づき不公開とする。また、審査結果に関する異議等については、一切応じない。

1 5. 各関係法令の遵守

受託業者は、各関係法令、並びに小郡市条例、規則、規定、及び要綱等を遵守することを誓約するものとする。

1 6. その他の留意事項

- (1) 提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、「5. 担当部局」に提出すること。
- (2) 著作権等
 - ① 提案書の著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、市は受託候補者の公表等必要な場合には申込等の提案の内容を無償で使用できるものとする。
 - ② 提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の

対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

(3) 契約等

① 市は、受託候補者と随意契約の方法により契約を締結するものとする。

② 契約内容の詳細については、提案内容に基づき、受託候補者との協議により定めるものとする。

(4) 本手続において使用する言語及び通貨単価は、日本語及び日本国通貨に限る。

17. この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、審査委員長が別に定める。